

建設局総務部職員課長以下、市職建設局支部長以下との本交渉

令和6年3月25日 大阪市職員労働組合建設局支部との交渉（議事録）

【時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の締結について】

（局）

それでは、『時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）』の締結に関する団体交渉を始めさせていただきます。

はじめに、協定案を提案させていただく前に、扇町公園事務所において36協定書に規定する月30時間超えの特別延長時間について、令和5年8月に1件、10月に2件、また年間240時間超えの特別延長時間について、令和5年11月に1件、協議手続きの漏れがあった。

また、36協定職場ではないものの、方面調整課自転車対策担当において職員就業規則に定める、複数月で月平均80時間を超過する事案があった。

このような事案が発生したことについて、深くお詫び申し上げます。

今回発生した事案について、36協定書規定の協議手続き漏れに関しては、協議が必要であることを認識していたにも関わらず、月々の時間外勤務時間の管理を確実に行えていなかったために発生したものである。特に管理監督者が単独で他の管理監督者と共有することなく、行っていたことが原因であるため、再発防止にあたっては複数人で管理・共有できる体制としていくことが必要であると考えている。複数月で月平均80時間を超過した件に関しては、当該制度について認識が不十分であったことが原因であったため、これに関しては速やかに制度の考え方が分かるように局内通知してきたところである。

今後、このような事が起きないように、年度当初に周知する時間外勤務の縮減に向けた取り組み等の徹底において、本件事案の発生内容を記載するとともに、毎月確実に時間外勤務の管理をすること、その管理にあたっては、管理監督者が単独で把握するのではなく、把握した結果を必ず複数いる管理監督者間等で共有していくことを周知徹底し、所属職員の労働時間管理をこれまで以上に徹底し、36協定を遵守してまいりたい。

それでは、令和6年度の『36協定の締結』について、提案させていただく。

まず、局としては、『36協定』遵守の徹底を図るため、年度当初に管理監督者をはじめとする職員への協定内容等について周知し徹底に努めているところである。

また、いずれの事業所についても業務内容等に変更は無く、昨年度に引き続いて36協定の対象職場として別記に記載している

(支部)

ただいま、職員課長より説明があったが、36協定職場ではないものの、方面調整課自転車対策担当において職員就業規則に定める、複数月で月平均80時間を超過する事案1件が判明したことについては、管理職として普段から職場内の風通しをよくし、コミュニケーションを十分に図ることで防ぐことができた事象と考える。

扇町公園事務所で起きた36協定に係わる協議漏れについては、何度も申し上げているように、本来、超過勤務命令は業務遂行上やむを得ないものに限り行うものとして、また命令権者である管理監督者が協定内容を遵守し、責任をもって業務命令を行う必要があると認識しているが、局の認識はいかがか。

(局)

超過勤務命令は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであり、超過勤務の命令権者である管理監督者は、その認識のもと超過勤務の必要性を十分精査し、業務命令を行う責任を有するものと認識しているところである。

超過勤務を命令する場合においては、職員個々の超過勤務時間を適正に管理するとともに、計画的な業務執行や業務負荷の分散等に努めるよう、管理監督者に対しより一層の管理の徹底を図ってまいりたい。

(支部)

再三にわたり、36協定の違反事象が発生していることは遺憾である。

職員課長より、再発防止を徹底し、36協定の遵守に努めるとの発言があり、また時間外労働について安易な超過勤務命令とならないよう取り組むとの局の認識のもと、『36協定』の締結にかかる本提案は、支部として大綱的に了承する。

ただし、今後、組織再編に伴う業務執行体制の変更などにより協定書の内容に変更が生じる場合や、職員の勤務労働条件に影響が生じる場合には、時宜を失しない対応を要請しておく。

(局)

業務執行体制の変更により協定書の内容に変更が生じる場合や、職員の勤務労働条件に影響が生じる場合には、時宜を失することなく交渉してまいりたいと考えているのでよろしく願います。

続いて、『36協定』に基づく協議方法について、ご提案させていただく。

協議方法については、多くの協定締結職場があること、及び特別延長の事由が協定書に定

める通り限定的であることなどから、今年度と同様、事務折衝において協議をさせていただき、必要に応じて本交渉を行うこととしたいと考えているのでよろしくお願いします。

(支部)

協定に基づく協議については、必要に応じて本交渉を行うとの認識の下、都度の協議方法は、事務折衝で行うことについて、支部としても了解する。

しかしながら、今後も引き続き、適正な取り扱いがなされるよう職制として今一度、36協定の意義を再認識していただき協定遵守の徹底を強く申し入れておく。

(局)

それでは、以上で終了させていただく。